

農林水産大臣

鹿野道彦様

東日本大震災津波による
農林水産関係被害に関する要望書

平成23年 5月19日

岩手県災害対策本部 本部長
岩手県知事 達増拓也

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

本県においては、地震によって発生した大津波が、沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は、筆舌に尽くしがたいものがあります。

この地震及び津波による本県農林水産業への被害は、4千2百億円に及ぶものと推定しておりますが、とりわけ水産業については、漁船、定置網等の漁具、魚市場、冷凍・冷蔵施設、水産加工施設など、生産から流通・加工に至るすべての段階で壊滅的な被害を受け、県・市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

本県では、4月11日に「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を設置し、「被災者の人間らしい『暮らし』、『学び』、『仕事』を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する」とともに、「犠牲者の故郷への思いを継承する」ことを基本原則とし、水産業等の復興を大きな柱の一つに据えた復興ビジョン及び復興計画の策定に取り組んでおります。

今般の災害により壊滅的な被害を受けた水産業等の再生は、本県沿岸地域の復興に向けた礎となるものであり、地域経済の復興に必要不可欠であります。

国におかれましては、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に從事できるよう、総力を挙げて取り組まれることを強く要望します。

記

I 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興の実施について

1 水産業の再生へ向けた全面的な支援

国の一次補正予算は、これまでの災害時における補正予算と比べ、地元の負担軽減にご配慮をいただいておりますが、本県の漁業者、漁協、加工業者は、漁船、加工施設等の生産基盤すべてを失っています。

本県の水産業は、漁業と流通・加工業とが車の両輪となって発展して

きたことから、これらの一体的な整備による水産業の再生について、国家プロジェクトとして全面的に支援すること。

2 漁協を核とした共同利用システム等の構築

本県の沿岸集落における地域コミュニティは、漁協が主体となった水産業を通じて形成されていますが、今回の災害により、水産業は壊滅的な被害を受けており、地域コミュニティが消滅する恐れがあります。

このことから、水産業の再生に当たっては、地域コミュニティごとの復興が可能となるよう、漁協が核となり、漁船等の生産手段を整備し、組合員が共同利用できるシステム等を構築すること。

II 農業・農村の復旧・復興対策について

1 農業生産基盤の復旧・復興支援

未曾有の大災害に的確に対応し、被災地域を早期に復旧・復興させるため、農地・農業用施設災害復旧事業等に係る国庫補助・負担率の引き上げや地方財政措置等の拡充など、国が全面的に財政支援を行うこと。

- (1) 津波により、壊滅的な被害を受けた地域においては、将来の農村づくりに向けて実施する災害復旧関連事業について、併せ行う事業に係る限度額や面積などの要件について、大幅に緩和すること。
- (2) 地震により被災した農地や農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも拡大するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とすること。

2 農業生産関連施設等の復旧・復興支援

- (1) 営農再開に必要な農業生産関連施設の復旧や農業機械の導入等を支援するため、県、市町村が補助を行う場合について、地方財政措置を講じること。
- (2) 畜産経営の再建を支援するため、燃料や飼料不足に伴う生乳の廃棄、家禽の死亡に対する損失補てん対策を実施すること。
- (3) 園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、機械・施設等の整備経費に対する全面的な支援制度を創設すること。

Ⅲ 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策（合板工場等の復興に向けた支援制度の創設）について

被災が甚だしく早期に復旧できない合板工場・製材工場や再整備に時間を要する特殊な機械・設備などの復旧に対する支援制度を創設すること。

Ⅳ 被災農林漁業者等の二重債務問題の解消

今般の大震災により生産基盤を喪失した農林漁業者等は、既往債務の償還が困難な状況にある上、生産再開のための資金を確保する必要があり、所謂「二重債務」問題が生じています。

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特段の措置を講じること。